

所沢市立荒幡小学校 いじめ防止基本方針

所沢市立荒幡小学校

I はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進歩により、インターネットの動画サイトへの投稿など新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます、複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ対策基本法」が成立し、平成26年1月に埼玉県で、同年2月には所沢市でそれぞれ「いじめ防止基本方針」が策定されました。これを受け、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方策を基本方針として定めることとします。

II いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義について

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校等をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

【いじめ対策推進法 第2条】

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解について

いじめの理解については共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造

の問題（たとえば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

（２）いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的な取り組みが最も重要であると考えます。そこで、本校では、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（３）いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であると考えます。日頃から、児童の言動に留意するとともに、いじめは起こり得るものとの認識のもとに、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。対応に必要なケースについては事実確認とともに、まず、いじめられた側の児童に寄り添い、その保護者との連携を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り、長期的な見守りを組織として続けるよう校内対応を図ります。

（４）いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた側の児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

Ⅲ いじめの防止等のための対策に関する事項

１ いじめ防止等のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、「生徒指導委員会（いじめ対策定例会議）」を設置します。この会は、毎月最終月曜日に開催し、いじめ事案発生時には緊急に開催することとします。

【構成員】 校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主任・教育相談主任
・各学年生徒指導部員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化
- 「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定。
- 「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸問題に対する対応策の検討と決定。
- 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針決定。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設けます。

○一人一人の児童の活躍の場の設定（学級経営の充実）

○年間指導計画に基づいた話し合い活動の実施

○各種行事（なかよしタイム・運動会・遊び集会）をとおした異学年交流の実施

② 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

○一人一人の実態に応じた分かる授業の展開

○学習や行動をふり返る時間の設定

○規律ある授業の実践

○校内の授業研究会の実施

(イ) いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

○教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

(ウ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発

○参観日の学級懇談における話題の提供と話し合い

(2) いじめの早期発見

① いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○児童の発する具体的なサインの作成と共有

② いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象にアンケートを実施します。

③ 生徒指導委員会（いじめ対策定例会議）において、アンケート結果や、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とし

た措置をとります。

○いじめの事実について、管理職に速やかに通報します。

② 情報の共有

○①の情報を受けた職員は、管理職と協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

③ 事実関係についての調査

○速やかに関係職員と管理職とで協議し、調査の方針について決定します。

○調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。

○児童からの聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を複数選任します。

○必要な場合には、全児童への調査を行います。この場合に調査の結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

④ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時生徒指導委員会（いじめ対策拡大会議）で協議し、校長が決定します。

○事実関係が把握された時点で、生徒指導委員会（いじめ対策拡大会議）において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定します。

○すべての指導及び支援について、組織的に対応します。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く。

- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応する。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

⑤ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応します。

⑥ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

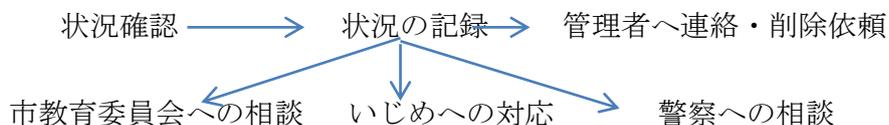
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

② ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 機会をとらえて、情報モラルに関する指導を行います。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、生徒指導委員会(いじめ対策拡大会議)による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務

の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「彩の国生徒指導ハンドブック New Its」や「学級活動リーフレット」などの教師向けの生徒指導資料の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 市教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に協力することとします。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び町の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

資料1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組めます。

	項目	時期	
いじめ防止のための措置	児童が主体となった活動	○係活動、学級活動の実施	通年
		○学級活動での話し合い活動の実施	学級活動年間計画による
		○異学年交流の実施	通年
	教職員が主体となった活動	○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○学習や行動をふり返る時間の設定	通年
		○規律ある授業の実践	通年
		○校内の授業研究会の実施	職員研修計画による
		○教科や学級活動を通じた道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年
		○学校便りを活用したいじめ防止に関する啓	通年
		○学級懇談会における話題の提供と話し合い	4月、7月、1月、3月
いじめの早期発見のための措置	○児童の発する具体的なサインの作成と共有	通年	
	○なかよしアンケートの実施	11月	
	○職員会議での情報の共有	通年	
	○進級時の情報の確実な引き継ぎ	年度末・年度初め	
	○過去のいじめ事例の蓄積	通年	

資料2 いじめ防止対策推進法にもとづく組織について

国の「いじめ防止対策基本法」の施行にともない、校内にいじめ防止等のための組織を置くことが求められています。この組織は、複数の教職員、心理福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者で組織されなければならないと定められています

そこで、本校においては、今ある生徒指導委員会を生かした組織としていき、内容に応じて、定例会議、拡大会議、全体会議を開催し、対応していくこととします。

三つの会議の違い

◆定例会議 【いじめ防止対策の推進、情報の収集】

- ・月1回程度の開催(生徒指導委員会としての開催)
- ・年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・情報の収集を行い、記録し、共有化を図る。

◆拡大会議 【いじめ解消対策の推進】

- ・必要なとき、随時開催する。
- ・いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめ解消策を策定し、推進する。
- ・関係機関との連携を図る。

◆全体会議 【重大事態発生時に対する対応】

- ・必要なとき、緊急に招集し開催する。
- ・同じ種類の事態発生防止のため、質問票等の適切な方法により、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行う。

各会議のメンバー

	定例会議	拡大会議	全体会議
	いじめ防止	緊急対応	重大事態発生時、または発生のおそれがある場合
複数の教員	○	○	○
心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者	×	×	○
その他関係者	×	○	○

複数の教員とは、

生徒指導委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導部員、養護教諭）、教育相談員（必要なときに参加）

心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者とは、

指導主事（教育相談）、教育委員会学校心理士、所沢警察署、児童相談所

その他関係者とは、
校長、教頭、教務主任、関係学年主任、該当児童担任、PTA役員、指導主事(生徒指導)、
教育委員会健やか輝き支援室支援員